

6. クマ類の生息域での被害防止

この章では

クマ類の生息域では、主に山林内で突発的に遭遇した際に被害が発生しています。注意喚起などにより、入山者がクマ類と遭遇するリスクを理解することが重要です。ここでは、人身被害が発生しうる状況と被害防止対策について解説します。

(1) 人身被害が発生しうる状況の把握

クマ類による人身被害の多くは、登山やハイキング、トレイルラン、山菜・キノコ採り、溪流釣りなどのアウトドアでの活動中に突発的にクマ類と遭遇したことにより発生しています。また、林業や林内での工事、公園のパトロール、下草刈りなどの山林作業中にクマ類と遭遇して、人身被害が発生する可能性があります。

(2) 人身被害防止対策

① 入山者への注意喚起

クマ類が生息している山林への入山者に対しては、クマ類と遭遇するリスクがあることについて注意喚起することが重要です。入山者の目的は様々であるため、入山者の属性や入山経路等も考慮の上、注意喚起の内容や方法を工夫することが求められます。

【地域住民】

山林内でクマ類に遭遇する危険があることは認識していても、日常生活において意識は薄れがちになります。日頃から「自分も被害に遭う可能性がある」という当事者意識を持ってもらうことが重要です。具体的な被害者数や被害の発生状況などを示し、山菜やキノコ採りのシーズン前などに広報誌等を通じて、注意喚起をします。

【登山者など他地域からの利用者】

登山者や観光客等の他地域からの利用者は、その地域のクマ情報に詳しくない可能性が高いため、主要な登山道、林道入り口、ビジターセンターなどに注意喚起のための看板を設置し、最近の出没情報を掲示します。また、都道府県や市町村の登山・観光情報ホームページ等で注意喚起することも効果的です。

入山者の目的に応じた、具体的な注意喚起の内容を以下に示します。

すべての入山者に共通する注意点

- 鈴やラジオなど音が鳴るものを携帯しましょう。
※人の存在・接近をクマに知らせ、突発的な遭遇を避けるための装備ですが、過信はせず、常に周囲に気を配ることを忘れてはいけません。
- 悪天候や夕暮れ時は人とクマがお互いの存在に気付きにくくなるため、より一層の注意が必要となります。
- 遭遇してしまった時に備えて、クマ撃退スプレーの携帯も推奨されます。
- クマと遭遇した際の正しい対処法を事前に把握し、イメージトレーニングをしましょう（▶Ⅲ. クマ類に遭遇した際にとるべき行動参照）。
- 冬から春先にかけては冬眠穴周辺での人身被害も発生します。クマが冬眠時に利用しそうな場所には近づかない、穴を不用意に覗かないなどの注意が必要です。

アウトドア活動を目的とした入山時の注意点

- 事前に都道府県や市町村が公開しているクマに関する注意・普及啓発のためのウェブサイトなどを確認し、その地域のクマの生息情報を確認しましょう。
- 登山やトレッキングなどでは、推奨ルートから外れないようにしましょう。
- 山菜やキノコ採り中などで座っている状態や立ち止まっている状態では、鈴は鳴らないので注意が必要です。また、溪流釣り中は沢の音で鈴やラジオの音がかき消されてしまうので注意が必要です。
- 新しいクマの痕跡（糞、足跡など）を発見した場合は、安全策を取り、引き返しましょう。
- 残飯などクマの誘引物となるものは必ず持ち帰りましょう。
- 単独での入山を避けましょう。

山林内での作業を目的とした入山時の注意点

- 職場や地域の集まりの際に、事前にクマの生態や痕跡判別、注意点などについて研修・学習する機会を設けましょう。
- 食品管理を徹底しましょう。においの漏出を防ぐため、蓋付きの丈夫なプラスチックあるいは金属製のフードロッカーなどを利用しましょう。
- ガソリンやオイルの給油場所、保管場所の周囲に注意を払いましょう。
- 人の利用頻度が低い場所での作業が多くなるため、自分の存在アピールや周辺の物音に、より一層気を配る必要があります。
- 岩陰や尾根の乗り越え、倒木の影、風倒木の根上り部分の陰など、クマと突発的に遭遇する可能性がある場所では、手前で立ち止まるなど安全確認が必要です。
- 業務無線や衛星携帯を携行し、携帯の電波圏外エリアでも連絡が可能な状態にしておきましょう。

② 山小屋、登山道、キャンプ場などでの対策

クマ類の生息域での人身被害を防止するためには、入山者の心構えが最も重要ですが、山小屋や登山道、キャンプ場など、クマ類の生息域内にある設備・施設の管理運営者は、クマ類との遭遇リスクを軽減することが求められます（▶事例 1-6-1）。

クマ類の生息域内にある、人が多く集まる場所では、人とクマ類の遭遇による人身被害の危険性が高いだけでなく、残飯等の処理が不適切な場合、クマ類を誘引することになります。また、道標や山小屋の屋根などのペンキを塗り替えた後は、その周辺地域への出没に対する注意が必要です。

自治体が管理する設備・施設の管理を徹底することはもちろん、私営の設備・施設に対しても、適切な管理方法を周知・指導していくことが必要です（▶事例 1-6-2）。各設備・施設での対策を以下に示します。

山小屋・ホテルでの対策
・ 食料や残飯などの生ゴミは屋内で保管してください。 ・ クマ対策ゴミ箱の設置またはゴミ箱にクマ対策を実施してください。 ・ グリストラップ（油脂分離阻集器）の蓋をクマが開けられない構造に変更してください。
キャンプ場での対策
・ 管理棟がある場合は、食料や生ゴミを管理棟で預かってください（屋内保管）。 ・ 密閉できる蓋付きの容器（フードロッカー）を設置し、そこで保管してください。 ・ クマ対策ゴミ箱の設置またはゴミ箱にクマ対策を実施してください。 ・ テントサイト、食事・炊事場、フードロッカーを適切な距離（それぞれ 60m 以上、できれば 100m）で配置するようにしてください。 ・ 必要に応じて、テントサイトや食事・炊事場、フードロッカーを電気柵で囲うことも検討してください。
登山道での対策
・ クマ注意喚起看板を設置してください（図 1-6-1）。 ・ 音が鳴る構造物（警鐘）を設置し、利用者に使用を促してください（図 1-6-2）。 ・ 観光地ではビジターセンターや観光案内所でクマ注意の案内板設置やパンフレットの作成・配布を行うほか、ホームページでも情報発信を行ってください。



図 1-6-1 クマ注意看板
(扇ノ山登山道入口・鳥取県八頭町)
(中島彩季氏提供)



図 1-6-2 クマ対策用の警鐘
(乗鞍岳・畳平)
(中島彩季氏提供)

—事例 1-6-1— 長野県・上高地でのクマ対策事例（長野県松本市）

長野県松本市にある上高地では、クマによる人身被害を防止するために 1990 年代頃より専門家の指導のもとホテルやキャンプ場でのゴミの管理や、餌付いたクマの奥山放獣が実施されている。

ゴミ処理対策や食料管理は、ホテルやキャンプ場などの各施設管理者が主体となって実施されている。ゴミや食料は屋内または頑丈なコンテナやフードロッカー等で保管しており、グリストラップもクマに開けられないように対策をしている。

また、平成 24（2012）年には、環境省が「上高地地域におけるツキノワグマへの危機管理マニュアル」を作成し、現在は同マニュアルに基づいて対応を行っている。一般財団法人自然保護財団によってクマの出没監視も実施されている。その結果、ゴミ捨て場に餌付いていたクマの出没が大幅に減少した。

ただし、一部の施設では、依然として冷凍庫が屋外に置かれていたり、ゴミ保管庫の構造が弱かったり、施錠されていないなど、ゴミ処理対策や食料管理が不十分であることが課題としてあげられている。令和 2（2020）年度には、キャンプ場とその周辺でクマによるゴミ箱漁りなどが頻発していた中で、人身被害が発生した。クマの専門家による現場検証が行われた結果、対策が十分に行き届いていない部分があったため、被害につながったことが再認識された。対策が弱い場所が 1 箇所でもあるとクマを餌付かせてしまうため、今後も施設管理者に対して指導を続けていく必要がある。また、観光客に対してもクマについて正しい知識・行動を周知していく必要がある。

餌付いたクマへの対応を続けていくためには、クマの専門知識と奥山放獣の技術を持つ人材の確保も重要な課題となっている。

—事例 1-6-2— 尾瀬国立公園でのクマ出没に対する体制づくり

(尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会)

尾瀬国立公園では、平成 11 (1999) 年、平成 16 (2004) 年に発生した人身被害を受けて、平成 21 (2009) 年に「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」が作成され、クマの出没に関しては、3 段階のクマ対策指針を設定して対策を実施している。国立公園内の山小屋やビジターセンターでは、観光客からの情報収集や定期的な巡視を実施している。毎年、国立公園内の 5 つの地区に対して、環境省・山小屋・ビジターセンターの職員から 8 名のクマ対策員を任命し、国立公園内のクマ鐘の設置、木道脇の草の刈り払い、出没注意看板の設置を分担して実施している。

令和 2 (2020) 年 7 月下旬～9 月にかけては出没が特に多く、第 2 段階の対応として、木道の一部区間を通行止めとする措置を実施した。また、協議会の構成員である地元猟友会の協力の下、現場の状況から必要に応じて巡視や 3 連発花火での追い払いを実施し、人身被害防止に努めた。平成 16 (2004) 年に発生した人身被害以降、現在まで事故は発生していない。

人慣れしたクマの出没が増加していること、軽率にクマに近づいて写真を撮影するなど、クマの脅威に対する危機感が薄い登山者が増加していることが課題としてあげられる。また、対策員や登山者は木道上しか歩けないため、木道以外も自由に移動することができるクマに対して追い払い対策を実施しにくいという、現地ならではの状況もある。さらに、国立公園内のため、ミズバショウ等の誘引物の刈り払いといった対策を実施する際には許認可申請が必要であり、許可を得るまでの処理期間を考慮する必要がある。

令和 2 (2020) 年度の尾瀬国立公園内でのクマの目撃件数は過去最多を更新しており、今後も協議会構成員各位との一層の連携・協力の下、クマとの軋轢解消を進めていく必要がある。